

行政不服審査法関係

審査請求の手續

《現行制度》

① 審査請求の申立て
(請求期間：60日以内)

審査庁
(例) 大臣

③ 裁決

② 主張・
証拠提出

②' 主張・
証拠提出

※審査庁と処分庁が同一である異議申立ての場合は、主張・証拠提出なし。

審査請求人
(国民)

処分庁
(例) 地方支分部局の長

処分の
取消し
の求め

《改正の方向性》

④ 諮問

⑤ 答申

① 審査請求の申立て
(請求期間：3ヶ月以内or 6ヶ月以内)

審査庁
(例) 大臣

⑥ 裁決

③

なされるべき裁決に
関する意見の提出

審理員

(例)本省大臣官房
職員

② 主張・
証拠提出

②' 主張・
証拠提出

審査請求人
(国民)

処分庁
(例) 地方支分部局の長

第三者機関
(例)行政不服
審査会

※個別法で不服申立てを経た後でなければ訴訟を提起できないとするもの(不服申立前置)あり。

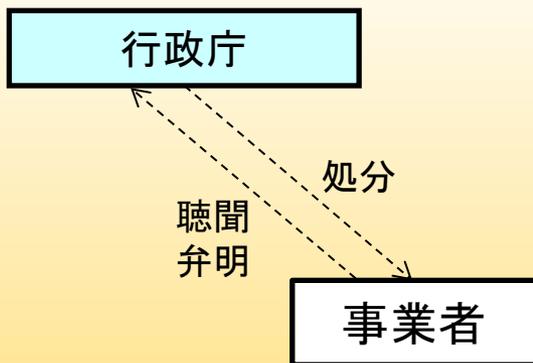
※現行の「異議申立て」を「審査請求」に一元化

※不服申立前置は大幅に見直し

行政手続法関係

処分、行政指導の手續

《現行制度》



《改正の方向性》

